

長野県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

○日 時 平成 28 年（2016 年）5 月 20 日（金） 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

○場 所 長野県長野保健福祉事務所庁舎 3 階 大会議室

○出席者

審議会委員（10 名）

山岸重幸委員（会長）、久保田勝士委員、鶴田敦子委員、宮入千恵子委員、才川理恵委員、高橋昌子委員、山田ふみ江委員、倉田由里子委員、高木蘭子委員、林部勤委員

県側

長野県県民文化部長 青木弘、くらし安全・消費生活課長兼北信消費生活センター所長 戸田智万、企画幹兼課長補佐兼企画指導係長 池上昌樹、課長補佐兼相談啓発係長 菊池康文、中信消費生活センター所長 竹淵哲雄、南信消費生活センター所長 市瀬竜二、東信消費生活センター所長 関真一 ほか

【事務局 くらし安全・消費生活課 池上企画幹】

それでは定刻になりましたので、ただいまから、「長野県消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会」を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の池上でございます。よろしくお願いたします。

本日の審議会の出席状況でございますが、お手元の委員名簿のとおり池田委員、小金委員、徳嵩委員、中島委員、塚田委員の 5 名の方が、ご都合がつかず欠席をされています。

委員総数 15 名中、10 名の委員の皆様がご出席ですので、長野県消費生活条例第 46 条で準用する第 28 条第 2 項の規定並びに長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第 6 の規定による過半数のご出席があり、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、青木県民文化部長よりごあいさつを申し上げます。

【青木県民文化部長】

本日は、大変お忙しいところ、消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

県では消費生活基本計画・消費者教育推進計画に基づきまして、様々な施策を展開しているところでございます。その状況については、昨年度も皆様に熱心にご議論をいただいたところであります。

市町村の消費生活センターは、4月現在、広域連携を含めて16の市と2町3村で設置されています。住民に身近な市町村での相談体制の整備が県下で進みつつあると認識しております。

また、昨年11月にご議論いただいた県消費生活条例の一部改正については、本年4月1日に施行され、消費生活センターの組織等に関する事項が条例に規定されたところでございます。

一方、消費者被害、とりわけ特殊詐欺被害につきましては、4月末の認知件数が85件、被害金額で約2億4千万円と、昨年同期と比べまして被害額こそ約4千万円減少しているものの、被害認知件数は3件増加しており、依然として極めて深刻な状況が続いております。消費者が、自分のこととして認識していただきながら、消費者被害に遭わないよう、また、加害者とならないように、若いうちからの消費者教育を推進していくことが大変重要でございます。教育委員会などとも連携し、ライフステージに応じた、適切な消費者教育が推進できるよう努めてまいりたいと考えております。

皆様方には、このあとご説明を申し上げます県の施策に対しまして、それぞれのお立場から、また、中長期的な視点を含めまして、ご発言をいただければ大変ありがたく存じます。

本日は、限られた時間ではございますけれども、消費者行政・消費者教育の推進に向けまして、忌憚のないご意見やご提言をお願いいたしまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 池上企画幹】

恐れ入りますが、青木部長は、公務の都合がございまして、ここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、県側の出席者でございますが、委員名簿の裏面に記載してございますので、ご覧ください。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

会議資料は、先日お送りしたもののほか、本日、資料8を追加させていただいております。また、大変恐縮ですが、資料2、資料3、資料5に一部修正がございましたので、差し替えをお願いし、本日はそれによりご議論いただきたいと思っております。それから、啓発資料でございますが、くらしまる得情報とフォトフレームセット、マグネット付きの資料の入ったポケットティッシュ、これらについては後ほどまたご説明いたしますが、配付させていただいております。

次に、本日の会議は、録音をさせていただいております。後日、議事録として取りま

とめる予定でございます。発言は、マイクを通していただきますようお願いいたします。

また、会議の終了時間でございますが、おおむね午後 3 時 30 分を予定しております。ご協力をお願いいたします。

会議に入ります前に事務局から申し上げますが、県では 5 月 1 日から 10 月末までサマーエコスタイルキャンペーンということで、ノー上着やノーネクタイということを進めておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより会議事項に入らせていただきます。

当審議会の議長につきましては、消費生活条例の規定によりまして、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。

【山岸会長】

皆さん、本日はご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。会長を務めさせていただいております山岸でございます。

先ほど青木部長からもお話しいただいたとおり、なかなか深刻な消費者被害が無くならない状況で、最近では各自動車メーカーのデータの偽造などということが大きな問題になっているところですので。やはり消費者が声を上げて、それを行政の中に反映させていくということがとても大事なことだと考えております。

この消費生活審議会は、毎年皆さんから忌憚のないご意見をたくさんいただき、また審議会の中でも、非常に活発な審議会だと認識しておりますので、本日もよろしくお願いいたします。

本日の審議の内容は、平成 27 年度の事業実績、平成 28 年度の事業計画、その他について、ご審議いただくことになっております。皆さんのご協力をお願いいたします。

当審議会の運営につきましては、「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されます。本日の会議に関して、傍聴者の撮影・録音は、事前に会長の許可を得ることとされており、あらかじめ許可しましたので、ご了承願います。

それでは、会議事項の(1)平成 27 年度事業実績について、事務局から説明をお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

(資料 1～5 により説明)

【山岸会長】

今の説明に関して、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。

【鶴田委員】

二つありますが、ひとつは、県の相談受付件数が減ってきているということは、いいことなのかどうかということ。市町村の受付件数が増えたのはいいけれど、全体としては減ってきているということでのよいのか。評価をお尋ねしたい。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

資料3の最後に市町村別の相談分担率の表がありますが、県と市町村の平成27年度の受付件数の合計は15,149件、平成26年度は15,090件、平成25年度は14,882件で、急激に増えているわけではないけれど、若干ずつ増えてきています。その中で、県のセンターが受けていたものが、身近な市町村のセンターへ相談するようになってきたという感じがしています。ただ、身近すぎて市町村に相談しにくいという部分も中にはあるように聞いておりますが、総じて市町村のセンターへの相談が増えるのは良い方向かと思えます。

ですから、市町村の体制が整うことは、良いことだと考えており、それに伴い、県のセンターへの相談が減ってきているのだと思えます。

【鶴田委員】

資料2の2ページ多重債務の相談や、資料3の1の相談受付状況だと、年々減ってきています。それとの関連はいかがなのでしょう。データの見方で違うのかと思うのですが。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

資料2、3の相談種類別の件数は、県のセンターに寄せられたものの集計件数ですから、減ってきている、ということです。市町村も合わせた全体件数は、増えてきているということになります。

【鶴田委員】

市町村の受付件数が増えてきているというのは、非常にいいことだと思います。全体的に相談件数が増えたということは、消費者行政とするといいことだと私は受け止めました。消費者問題は永遠の課題で、いつもあるわけですから、気軽に相談できる体制の方がいいのかなと思いました。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

消費者庁の方でも、努力義務ではありますが、身近な市町村にセンターを設置することを推進する方向で動いています。消費者が困っているという相談が無いのが一番いいのですが、相談体制はしっかり整えながら、状況を見て対応していきたいと考えています。

【鶴田委員】

資料2の啓発事業の取組についてですが、きめ細かに進めているという感じがしているけれど、県がやっていることと、受け止める側にずれがあるんだと思います。ひとつの例を言うと、「テレビCMをやっている。でも、消費者が、それを見ているかどうかはわからない。」「リーフレットも作成して置いているけれど、見ている人は限られているかもしれない。」県がやっていることが、消費者にどうつながっているかが見えないです。

先日テレビで、県別の長寿についての番組をやっていた。何で、長野県がここ数年長寿1位になっているかという分析をやっていました。県の健康指導もあったと思うけれど、長野県では公民館に集まって、情報交換をしているとのことでした。

以前から、長野県は啓発を一生懸命やっているように思うけれど、消費者の流れとずれていたら効果が上がらない。一方向ではなく相互方向になるように検証する事業をやったらいかがでしょう。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

テレビCMとかポスター、チラシやリーフレットを作成しても、どれだけの効果があったかを検証するのはなかなか難しいのが正直なところだと感じています。それをやったから消費者被害が減っているのか、やらなかったらどうなるのか、はっきりと数字には出てこない部分があって、もどかしいところではあります。

のぼり旗をコンビニのレジのところにしたところ、3月からピタリとプリペイドの電子マネーの被害がなくなったという事例もあります。テレビCMとかもいいが、こんなこともやったらどうかというご意見があれば、ご意見を伺い、取り入れて、被害が減るようにしていきたいと考えています。

【山岸会長】

今の件に関してですが、資料1で見ると、特殊詐欺被害の認知件数は増えているけれど、被害額は減っている。広報は行き届きつつあるのか、という点をお聞きしたい。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

件数は増えているが、金額が減っていることについては、PRが行き届いているとは一概には言えないと思います。金融機関では、いきなり多額の現金をおろすのではなく、預金小切手を発行し、それを再度銀行に持ち込んで現金化しなければならないという対応をしているということも聞いており、そういった例からも1件で何千万もという犯罪がしにくくなってきているのではないかと思います。

【鶴田委員】

効果ということでは、何が効いたのかと判断することは難しいことだと思いますが、

「このリーフレット見たことありますか?」「県でやっているのを知っていますか?」という事実を確認することは大事なのではないかと思います。消費者の実態をつかみながら事業を進めることも大切だと思います。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

県では、世論調査等もやっているのので、ご意見を参考にさせていただきます。ありがとうございました。

【才川委員】

資料1の重点目標「出前講座・セミナーの開催」で、平成28年度の開催目標が平成27年度の開催実績を下回るのなぜでしょうか。それから、資料3の市町村別の相談受付実績で、市町村の実績が増えているのは大きな市でセンターを設置しているからだと思います。小さな町村は、やはり県への相談になっています。資料2にあるように関係団体との連携で、昨年度も消費者団体連絡協議会との懇談会を開催されましたが、小さな町村になればなるほど専任の相談員を置くことは難しく、職員が不慣れで、相談や質問の内容さえ理解できない場合もある中で、相談を受けなければいけないこともあります。センターがない市町村への手厚いカバーをお願いします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

まず、出前講座・セミナーの開催目標についてですが、この計画は平成25年度に立てた5か年の長期計画に基づくものでして、平成26年度から実施をし、最終年度の平成29年度を200回として正比例的に計画していましたが、毎年、最終年度の200回の目標を上回る実績を上げております。初期の目標を毎年見直すことはしていないため、昨年度の実績に比べ、今年度の目標が低いものになっておりますが、毎年前年度を上回るよう努力しておりますのでご理解いただきたい。

市町村のセンター設置の件ですが、長野県には1,000人を下回る人口の村がたくさんある中で、それぞれ相談員を1人設置しようというのは難しい状況にあります。この4月に池田町、松川村、小谷村が設置できたのは、大町市と連携協定を結び、経費負担をすることで大町市の相談員にカバーしてもらおうということでできたことなので、このようなことを全県下に広めて近くの市町村で相談が受けられるように進めていきたいと考えています。

【久保田委員】

県の広報活動は、あらゆる面で行っているとの説明がありましたが、市町村広報とどのくらい連携しているのでしょうか。市町村広報媒体は、身近なものが各種あります。私の村でも、できるだけ広報するようにしていますが、どのくらい協力要請をしているのか。例えば、行政無線は、身近な防災の連絡に使われていますが、特殊詐欺被害も身

近なものとして利用してはいかがでしょうか。相談は、被害が起こってからのものが多いけれど、予防の意味でも市町村広報を積極的に使用したらいかがでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

県でも、メルマガを発行したり、いろいろな広報媒体を利用していますが、市町村の皆様にもご協力いただいています。お手元に配付したくらしまる得情報は、回覧板を利用して全戸に見ていただくようお願いもしています。今後も、重要なものなど、市町村広報を利用させていただき、注意喚起ができるよう協力要請をしていきたいと思ひます。

【久保田委員】

活字を多く読ませるとするのは、逆効果だと思うので、市町村広報誌の中で端的に注意喚起した方が効果あると思ひます。今までこんなに広報をしても、新聞には毎日特殊詐欺の話題が載っています。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

今後も、ご意見を伺いご協力いただきながら、効果的な広報をしていきます。

【山岸会長】

消費生活サポーターについてですが、前回の審議会でサポーター養成講座について、消費者問題について精通している人にとっては、やさしすぎる内容になっているというご意見をいただきましたが、その後工夫をされた点があったら教えていただきたい。

また、資料2にある生活設計金銭教育というのは、具体的に何をやったのかお聞きしたいです。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

生活設計金銭教育は、県金融広報委員会との連携により協力させていただいている事業で、日銀の長野事務所で小中高校、それぞれに日銀長野事務所が学校教育として消費者教育を含めた金融教育の事業を行っており、日銀の役割等PRを兼ねながら進めています。長野県は、他県に比べ回数を多く実施していると聞いています。

【くらし安全・消費生活課 菊池課長補佐】

消費生活サポーターについて、資料2の6ページに実績が記載されていますが、平成26年度は養成講座を開催し、平成27年度は新規のサポーターの養成講座に加え、既にサポーターになっていただいている方のレベルアップのための研修会を開催いたしました。

【山岸会長】

引き続き、サポーターになられた方々が、意欲をもってサポーターを続けていかれるように工夫をしていただきたいと思います。

【才川委員】

私は消費生活サポーターをしています。県の養成講座に参加したり、他の学習会に参加をしていますが、実際にサポーターとしての活動はしていません。県は、消費生活サポーターの登録人数を数値目標として掲げているけれど、実際の活動を伴ったものにしていかないといけないと思います。一人一人が個人でサポーターであっても、なかなか活動に繋がっていかないのが実情です。他の県の状況を見てみたら、新潟県の状況では、チームとして動いているとのことで、サポーターのあり方が全然違うのではないかと感じています。数値目標として掲げるのも大事だと思いますが、実績を伴う中身にしていかないといけないと、実体験として感じています。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

貴重なご意見ありがとうございます。今後検討していく中で参考にさせていただき、新潟県の状況も調べたいと思います。

【宮入委員】

先ほど長野県は生活設計金銭教育の回数が多いという話がありましたが、小中高校、何校くらいやっているか教えてください。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

従来長野県は、年に1～2校くらいだったのが、今の日銀長野事務所の所長さんがみえてから7校、今年は9校予定していると聞いております。

【宮入委員】

小中高校、合わせてでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

合わせてです。

【山岸会長】

次に、会議事項(2)平成27年度事業計画について、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

(資料6～7-2により説明)

【山岸会長】

今年度の事業計画について、ご意見等ございますでしょうか。

【高橋委員】

資料7の8ページで振り込み場所としてATMとありますが、金融機関のATMが一番多いとのことですね。独立型ATMという表記もあり、人がいないATMもたくさんあるわけです。金融機関でも、窓口から目が届かない入口にあるところが多い。銀行で、どういう対策をとっているかわからないけれど、隠しカメラかなにかで携帯をかけながらATMに来る人は危ない、ということで阻止することは可能なのではないかと思います。しかし、独立型のATMは、非常に危ないと思います。何か「見張り」という観点で、打つ手があるかどうか、いかがでしょう。

【くらし安全・消費生活課 松原課長補佐】

ATMの関係ですが、隠しカメラもなかなか難しいかと思いますが、金融機関ではATMの操作画面に注意喚起の表示を入れていただいていたたり、ATMのところに特別に目立つような注意喚起の取組をしていただいていたところが多数あります。振込場所としてATMが多いのは、還付金詐欺という手口があり、ATMに行かせて携帯電話で指示をし、返金手続をするように見せかけて、実は犯人の口座に振り込んでいる、というのがございます。かつて犯人は、金融機関の店舗内に誘導していたのが、最近は誰もいない独立型のATM等をよく知っていて、そちらに先に誘導するということが増えてきました。また、コンビニの店舗内にあるATMも、店員さんの後ろに配置されているところもあり、目につかない、ということもあります。ただ、金融機関もコンビニも、これまでの広報が効果を上げていて、両者も従業員の方が見て止めていただき、阻止できた件数は昨年来大幅に伸びています。また、警察とも連携をして、金融機関に対する更なる抑止対策を継続実施していきたいと思います。

【山岸会長】

林部委員、何か補足等ございますでしょうか。

【林部委員】

特にはありませんが、銀行それぞれが工夫をして協力している、ということではないかと思います。大きな店舗では人数に余裕があると思われるので、ロビーやATMコーナーに人を配置していろいろなところに注意をしていますが、小さな店舗では、そういう人数も無理なところもあるようです。また、詳しくはわかりませんが、銀行によってはATMコーナーで電話しながら操作ができなくなるようなシステムを作って運用しているところもあるようです。それぞれの金融機関が、できるだけ犯罪が未然に済むよう工夫して取り組んでいると聞いております。

【山岸会長】

ありがとうございました。今の件に関連して、消費者被害防止推進対策事業の中で、例えば、実際に銀行やコンビニの店員さんが多くの犯罪を阻止しています、という広報をしていただくのがいいかと思います。金融機関の職員の方が「ちょっと危ないですよ」と声をかけたときに「そんなことはない」と言わずに素直に「そうなのかな」と考えてもらえるようにできないかと思います。金融機関の方にそういう協力をお願いするために予算を使っても構わないのではないかと思います、いかがでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 松原課長補佐】

金融機関やコンビニの皆さんに広報啓発の協力をお願いするということですが、新プロジェクトでも、働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクトの二本の柱のうちの「特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度」は、そのあたりをPRするというところでやっています。例えば、防犯ボランティアの皆さんや消費者団体の皆さんの活動というのはなかなか陽の目をみないところがあります。そういうところを認証して、県のHP等の各種媒体で、その方たちの活動を紹介することによってさらに活発化させていくという意味合いがあります。金融機関で阻止していただいた方、店舗等で消費者に声掛けをしてくれた方、またその団体を認証して、県で広報するという形で活動を活発化させるという、そういった目的も含めて本年度から実施しているところです。また、これに関しては今日現在14の団体を認証しておりまして、そのうち9団体が金融機関、その他の防犯団体等が5団体です。自分でも驚いたのが、その他の団体の中に「長野中央自動車学校」があり、最近は免許の取得のための若者だけではなく、高齢者講習で高齢者の方が多くみえるということで、うちの学校で特殊詐欺撲滅のための広報をしますよ、ということで認証申請をしてくださり、認証をしたところです。このように広報の裾野を広げていくことができたらと考えております。

【山岸会長】

ありがとうございました。他に、ご意見ございますでしょうか。

【才川委員】

先日、働き盛り世代の特殊詐欺撲滅プロジェクトについて、消費生活サポーターのところにメールが送られてきて、その事業をHPで確認しました。今は情報を紙媒体ではなく、メールで送られることが多くなってきて、それで内容をチェックをしているのですが、HPを最後まで見ていくと、アンケートがあって、項目を選んでクリックして送信するようになっていました。メール等、受信しているものを見るかどうかは本人の判断であるし、HPを見る方は一部の方かもしれませんが、先ほどのように見たかどうかということを確認するというのも大事かと思いました。

あと、資料6で説明はしていただきましたが、消費者教育の部分で、平成27年度に

比べて平成28年度は、かなり予算が抑えられていると感じました。国庫の支出金が減っているのも、それに伴うものかとは思いますが、今後、被害者だけでなく加害者になる可能性もあると、最近特に言われています。そういった意味で、学校に対する消費者教育は、次の世代への安全の教育として、大切なことなのではないかと思えます。予算の金額だけではないと思うが、学校に対する教育の強化を、見える形でお願いしたいと思えます。

【宮入委員】

私も、気になるところです。平成27年度の予算がついているのに平成28年度はついていない部分があります。教育委員会だけでは対応できない部分があると思うので、そういった点を補う意味でもお願いしたいと思えます。

手元の資料8に付いているリーフレットは昨年度の予算で作られたのですよね。今は、子供達が加害者になる可能性も非常に強いので、予算が限られている中ですが、消費者教育として学校に対しても強化をお願いしたいと思えます。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、被害者にならないことだけでなく加害者にならないということも教育の効果として大事なことです。予算は限られておりますが、昨年作成したリーフレット等活用をし、教育委員会と調整、連携をしながら、学校に対してもしっかり消費者教育をしてくよう取り組んでまいりたいと思えます。

また、メールの話もございましたが、一方向だけでなく双方向になるように進めていきたいと思えます。

【鶴田委員】

教育の話の続きですが、教育委員会でも今日、資料を付けてもらっています。今の教育の状況をみると、教科教育以外の防災教育、環境教育に加え消費者教育もやってくれ、と教育カリキュラムにないことをたくさん押し込まれています。今の現状だとやりようがないほど詰まっています。教育委員会としては、それをどう考えているのでしょうか。私は、消費者教育は、そういう捉え方は違うと思えます。私は家庭科をやっているけれど、消費者教育をちゃんとやれと言っているのは、家庭科教育なんです。リーフレットを見ると書いてあるように、実践事例は家庭科ですよね。総合教育の中でも、実際の現場を見ると必ずどこにも家庭科教育が介在しています。ただ残念なのは、国もどこの県もそうだけれど、受験科目でない教科については、力を入れない現状があります。そういう中で、消費者教育をちゃんとやろう、重視しようと、私たちは声を上げています。教育は、一般行政とは独立している、という考え方があるけれど、人間が生きていくこと、生活していくことの教育について、長野県はどういう教育を考えていくか、ということなんだと思えます。消費者生活に関する部分と、教育の部分とを、県と教育委員会

がよく話し合っていないと無理なことなんじゃないかと思います。難しいことなんだとしても、長野県の、信濃の教育として考えていかないと、小手先のことでは無理なんじゃないかと思っています。

先ほど話に出た生活設計金融教育っていうのは、高校の家庭科に入っているんです。でも、時間がその分も取れないから出来ない。中学校もそうです。だから、消費者教育に関して人材教育というのが今日の資料にもありますが、家庭科に人材がいるんですよ。だから、家庭科の先生をもっと活用したり、学校の校長先生に必要性を説明することもいいと思います。

一昨年、金融教育のことで日銀に出かけた時、金融広報委員会で生活設計金銭教育をやるのなら、こういうふうにやってください、と家庭科の教科書を持ち込んでお話をしました。家庭の中で、どういう教育をしていくかという起点がないと、その場だけの一時的なものになってしまう。消費者教育ということだけでなく生きて行くすべてに係わることとして考えてほしいと思います。

それから、サポーターのところは、予算を付けるとするとこういう分担になるのかなと思うのですが、才川委員がおっしゃったように、サポーターとしての役割のイメージが具体的じゃないですよ。地域毎の向上ということに発し、これだけの人数を目標に掲げるのであれば、研修をするだけでなく、早急にサポーターが地域毎に集まって、誰がリーダーで、どういう役割をするのか明確にしないといけないですよ。でないと、人数ばかり増やしても事業は進まない、ということになってしまいます。サポーターは立候補してなる方がほとんどだと思いますので、人材を活かせるような具体的なものが必要だと思います。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

貴重なご意見ありがとうございます。今すぐここでこうしますとお答えすることはできませんが、教育の関係につきましても、サポーターをしっかりとグループ化していくことで人材を活かしていくということを、しっかりと検討していきたいと考えております。

【山岸会長】

今の話に関連して、リーフレットにある塩尻市の桔梗小学校で7時間かけて学習した事例ですが、確かに素晴らしい取組です。しかし、先ほどからの先生方のお話しですと、うちではできないな、という学校がたくさん出てくるのではないかと考えてしまいます。そうなった時にどうするのかということで、完璧ではないにしても、例えばこのリーフレットの「伝えてよかったな」という部分で、短いものでもいろいろな危険を書いたものを配って、みんなのおじいちゃんおばあちゃんに配ってねと言えば、孫から「見ておいてね」と言われたものは見る可能性もある。それも消費者教育の一環ではないかと思うので、ぜひそういうことも検討していただければと思います。

【中信消費生活センター 竹淵所長】

家庭科の先生のお話が出ましたが、昨年、一昨年と家庭科の先生の研修の場で講座を開かせていただきました。いろいろな生の声をお聞きしました。このリーフレットを作成する上で、家庭科の先生のご意見をお聞きする意味もあったのですが、現場では本当にアウトプットする時間がない、ということでした。かといって、消費者庁のHPをみると、膨大な量の教育資料が載っていきまして、工程表は非常に事細かくできております。研修を受けたものをいつアウトプットするのか、というのが課題だと思います。消費者教育についても、消費者教育推進法ができ、センターもひとつの拠点になれるということですが、事実上はセンター職員が2人、あと嘱託員ということで相談業務で汲々としております。それぞれの実情のなかで、どうしていけばいいのかという議論になるかと思いますが、小学校の家庭科の教科書をみますと30ページくらいありました。八つの権利、五つの責務、という消費者教育から始まって環境教育まで、ものすごいボリュームです。先生に、3年間の家庭科の教育の部分では、どのくらいの時間を割けますかとお聞きしたところ、先生によって違うようですが、3時間から多くても10時間くらいがいいところですね、ということでした。一方、いろんな行政分野に携わる人に聞いても「教育の部分は大事だよ」とみんな言って、すべて教育にたどり着く。我々は、ぜひお願いと言っているのですが、現場の先生とよく相談しないといけないと思います。

また、サポーターの件につきましても、我々現場の方にも声が聞こえてきます。インプットはたくさんできるけれど、アウトプットする場がない、ということで、本当におっしゃるとおりだと思います。しかし、我々もまだサポーターのみなさんと協働している体制ができていません。お話にあった新潟県のような形で、県、あるいはセンターとサポーターひとりひとりじゃなくて、サポーターのみなさんが同心円状に並んでいるようなシステムにしていくのはいいと思います。今、消費者庁でもネットワークを作りなさい、と言っていますので、そういった場でご活躍できるようなことは、現場としても考えられると思います。

以上、昨年の経験から発言させていただきました。

【山岸会長】

ありがとうございました。もう一点、若者というか未成年者が加害者になる、というお話がありました。最近の新聞にもありましたが、「受け子」が逮捕されました。学生アルバイトだという話です。大学に入り、割のいいアルバイトがあると言われれば、ひっかかってしまうかな、と思います。それで刑事裁判になり、執行猶予が付くかもしれないけれど、大学は退学になるだろうなと思いました。個人的にかなりの不利益を被るので、そういったことから「こういうことがあるから気をつけなさい」と、ホームルームのほんの5分でいいから先生に話題にしてほしいと思います。それだけで、加害者になることが防げることもあると思いますので、そういう配慮もよろしく願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

ありがとうございました。いろいろな部分で参考にさせていただきます。

【山岸会長】

他に、ご意見はございますでしょうか。

今年度もう一度審議会を計画されているようです。それまでの間に、ニュースや県の取組を見て、お気づきの点が出てくると思いますが、次回に回したいと思います。

その他ということで、事務局でご用意されているものはありますでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 池上企画幹】

ございません。

【山岸会長】

ありがとうございました。

では、最後になにか言い忘れたことがあるという方はいらっしゃいますか。

【鶴田委員】

資料7-2の「働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト」って、タイトルが長いですね。初め、何を言っているのかしら、と思いましたけれど、説明をお聞きしたらなかなかいいアイデアで、他にはあまり例のない、いい事業だと理解できました。ただ、ネーミングが長いですね。働き盛り世代って何歳かしら、と思ったら60歳以上の親をもつ人、って書いてありましたが、やっぱり長いと思いました。

【くらし安全・消費生活課 松原課長補佐】

これは、平成28年度の予算編成時の資料でして、ここには記載していないのですが、実際は、お手元のまる得情報の4面にありますように、愛称として「俺の恩返し！」プロジェクトと短くして進めておりますので御理解いただきたいと思います。

【鶴田委員】

わかりました。この方がいいですね。

【山岸会長】

ありがとうございました。

以上で会議事項は全て終了いたしましたので議事を終了させていただきたいと思えます。本日は、委員の皆様から多数の貴重なご意見をいただき、また、ご多用の中、当審議会にご出席いただき本当にありがとうございました。

それではマイクを事務局にお返しします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

長時間にわたりまして、本日は熱心なご意見ありがとうございました。いただいたご意見の趣旨を踏まえまして、今後の消費者施策、消費者教育の推進に反映してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、この8月で2年の任期のうち半分を終えられますが、引き続き、県の消費者行政につきまして、一層のご理解とお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

【事務局 くらし安全・消費生活課 池上企画幹】

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、後日、皆様にご確認いただくこととなります。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。